

大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する
事務取扱要綱

制定 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 40 条第 1 項並びに大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 40 年大阪市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に関する事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）等関係法令によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設主 大阪都市計画大阪港臨港地区の分区の区域内で建築物その他の構築物を建設しようとする者
- (2) 建設 建築物その他の構築物を新築、増築、改築、又は用途変更すること

(事業計画書等の提出)

第 3 条 建設主は、建基法第 6 条の規定に基づく確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出に先立ち、事業計画書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、法第 38 条の 2 の規定に基づき届出を行う場合及び広告塔、広告板を建設する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、確認申請書の提出を要しない場合でも、必要に応じて、建設主に事業計画書の提出を求めることができる。
- 3 建設主は、第 1 項の規定に基づき提出した事業計画書の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合は、変更届出書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 建設主は、既存の建築物その他の構築物の用途を変更（軽微な変更は除く。）する場合においては、法第 38 条の 2 の規定に基づき届出を行う場合を除き、改めて事業計画書を市長に提出しなければならない。
- 5 事業計画書又は変更届出書を提出する際の添付図書は別表のとおりとする。

(計画の取下げ)

第 4 条 建設主は、提出した事業計画書及び変更届出書又は法第 38 条の 2 の規定により届出した事項に係る工事の完了までに中止する場合は、取下げ届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可の申請)

第5条 条例第3条のただし書きの規定による市長の許可を受けようとする者は、大阪港臨港地区区分内構築物建設許可申請書(第4号様式)(以下、「許可申請書」という。)正副2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 理由書

建設主として許可を受けることが必要であり、許可基準に合致する理由を明記したもの

(2) 第3条の規定による事業計画書

(許可又は不許可の通知)

第6条 市長は、前条の許可の申請に係る事業計画について、公益上やむを得ないと認め、建設を許可するときは許可通知書(第5号様式)に許可申請書の副本を添えて申請者に通知し、不許可とするときは不許可通知書(第6号様式)に同副本を添えて申請者に通知する。

(副申)

第7条 確認申請書を提出する場合、市長は、第3条及び第5条並びに法第38条の2の規定により書類の提出を受け、条例第3条に規定する禁止構築物に該当しないことを確認した後、その旨を建築主事へ副申する。

(所管)

第8条 この要綱に関する事務は港湾局で処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関する必要な事項は、港湾局長が定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条第5項関係）

	図書の種類	明示すべき事項
事業計画書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 計画施設の敷地の位置及び付近の状況
	配置図	縮尺、方位、道路境界線、敷地境界線 敷地内における建築物などの位置及び用途
	施設概要	敷地面積、建ぺい率、容積率、建築面積、延床面積 各階床面積等の施設の規模
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	立面図	縮尺、開口部の位置
	断面図	縮尺、軒の高さ、全体の高さ
変更届出書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 計画施設の敷地の位置及び付近の状況
	配置図	縮尺、方位、道路境界線、敷地境界線、 敷地内における建築物などの位置及び用途
	変更図書	事業計画書に添付されている図書のうち変更に係る図書

備考

- 1 施設概要については、明示すべき事項が他の図書の種類に明示されている場合は、省略することができる。
- 2 上記に規定する図書の種類のほか、参考となる図書の添付を求めることがある。

(第1号様式)

事業計画書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所
建設主
氏名



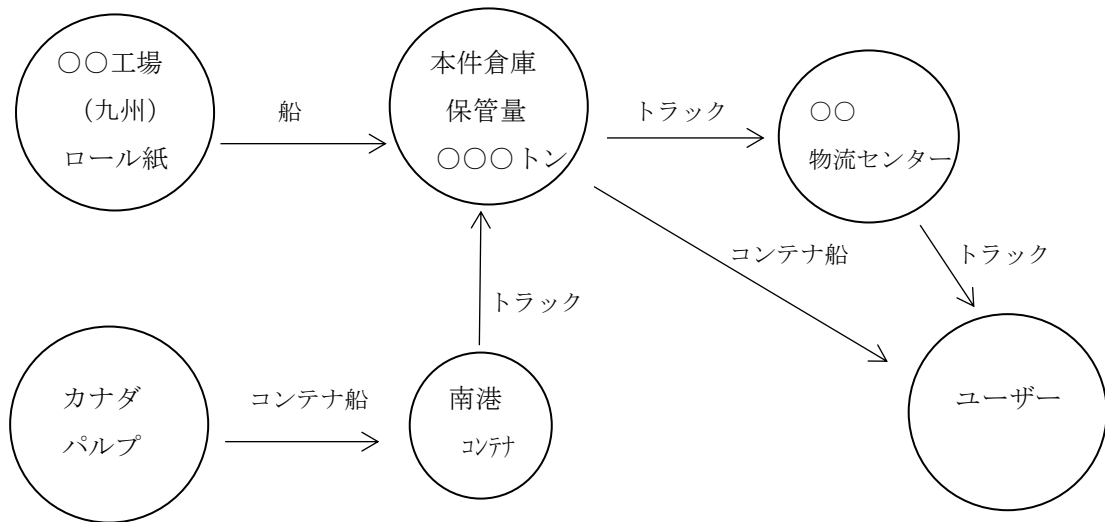
大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定により次のとおり事業計画を提出します。

1 建設場所	
2 該当分区	
3 用途	
4 構造	
5 面積	建築面積 延面積 敷地面積
6 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他
7 工事予定期間	

使用計画

- 1 会社概要
- 2 当該地での営業内容
- 3 当物件を建設することになった理由
- 4 貨物の流れ

(記入例)



- 5 搬入・搬出されることとなる貨物量
別紙1のとおり

別紙 1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

1 搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合計					

2 搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合計					

- 備考
- 1 貨物量の概計は、通常の1年間の貨物量の概計を記載すること。
 - 2 港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。
 - 3 輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。
 - 4 貨物量の概計の算出の基礎を記載した書面添付を求めることがある。

(第2号様式)

変更届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所
建設主
氏名



大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

事業計画書受付年月日	
建設場所	
変更内容	

取下げ届

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所
建設主
氏名



大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第4条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 届出区分	<input type="checkbox"/> 事業計画書 取下げ <input type="checkbox"/> 臨港地区内行為届出書 取下げ
2 提出年月日	
3 建設場所	
4 該当分区	
5 用途	
6 取下げ理由	

大阪港臨港地区分区内構築物建設許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所
建設主
氏名



大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第3条ただし書きの規定による許可を受けたいので、大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 建設場所	
2 該当分区	
3 用途	
4 建設理由	別紙による
5 施設規模等	別添事業計画書による

許可通知書

大阪市指令港湾第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長



大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第5条の規定に基づき申請のあった件について、次のとおり許可しましたので、同要綱第6条の規定に基づき通知します。

1 申請年月日	年 月 日
2 建設場所	
3 該当分区	
4 用途	
5 その他	

不許可通知書

大阪市指令港湾第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長



大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第5条の規定に基づき申請のあった件について、下記の理由により不許可としましたので、同要綱第6条の規定に基づき通知します。

1 申請年月日	年 月 日
2 建設場所	
3 理由	

(注意)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提訴することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。